

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 平成30年12月13日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第122号 三次市下水道事業の設置等に関する条例(案)
議案第131号 三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例(案)
- 4 出席委員 齊木 亨, 池田 徹, 助木達夫, 亀井源吉, 宍戸 稔, 新家良和
- 5 欠席委員 伊藤芳則
- 6 説明のため出席した職員
【水道局】勝山水道局長, 福永下水道課長, 森田管理係長, 新谷建設係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○齊木委員長 それでは、産業建設常任委員会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は6人でございます。定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。

この際、御報告いたします。

本日の委員会に伊藤委員から一身上の都合により欠席したい旨、届け出がありましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思いますか、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、事務局より説明をお願いします。

○議会事務局 皆さん、おはようございます。本日の日程ですが、タブレットの産業建設常任委員会のH30.12月定例会のフォルダにございます委員会審査順のとおり行ってまいります。審査順にありますとおり、議案第132号は連合審査の申し出がされております。次に、この会議室において、水道局に係る議案2件について、提案説明を受け、質疑をお願いいたします。その後、議案の採決等を行っていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次に、所管事務調査ですが、小規模農業用施設等改良事業等について、13時から産業環境部、13時30分から土地改良区様を予定しています。なお、610会議室、隣の会議室を土地改良区様の控室とさせていただいております。なお、議案審査の進み具合によって日程を調整させていただく可能性があることを御了解ください。所管事務調査の次第につきましては、タブレットの所管事務調査のフォルダにございます。

以上でございます。

○齊木委員長 以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、連合審査会の開催について御協議をお願いいたします。

議案第132号、三次市総合計画の見直しについては、総務常任委員会に付託されておりますが、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の所管事項に関連するものであり、本日この連合審査会を開催したい旨、総務常任委員長から申し入れがありました。

本件につきましては、議会運営委員会でも確認された事項であります。

お諮りさせていただきます。

議案第132号についての連合審査会の開会に同意してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、そのように決定し、同意書を提出させていただきますので、直ちに議場へお集まりください。

午前10時03分 休憩

午前11時29分 再開

○齊木委員長 それでは、連合審査、お疲れさまでございました。

それでは、審査に移ります。

議案第122号、三次市下水道事業の設置等に関する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

勝山水道局長。

○勝山水道局長 それでは、水道局の下水道課にかかわる事案につきまして説明をさせていただきますと思います。

では、本日審査いただきます議案第122号及び議案第131号は、いずれも下水道事業会計の公営企業会計化に関するものでございますので、前段で、総括としてその必要性なり国の動きなり御説明をまずさせていただいて、議案の説明に入らせていただきたいと思います。

下水道事業につきましては、設備・施設の老朽化に伴う更新投資の増大等の中、今般、人口減少等に伴う料金収入の減少も見込まれるといったことで、経営環境が厳しさを増すことが予想されております。そのような中、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組む必要が生じたため、下水道事業の公営企業会計化が推進されているものでございます。

このような中、国の動きとしまして、総務省では、平成26年8月に公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップを示しております。さらに、平成27年1月に、総務大臣名で下水道事業の公営企業会計の適用の推進について各自治体への要請が出されたところでございます。その内容は、平成27年から平成31年度までの5年間を集中取組期間としまして、公営企業化を進めるようにという要請でございました。これを受けまして、三次市においては、平成28年度から移行作業を進めてまいったところでございます。国の期限であります32年を1年前倒しして、来年度、平成31年4月の公営企業会計化のため、このたびの条例案の提出となったものでございます。

なお、広島県下の取組状況、この要請は各自治体に出ておりますので、取組状況を参考に申し上

げさせていただきます。既に公営企業会計化している自治体が7市町ございます。来年、31年4月から実施予定が、三次市を含め、2市1町、32年4月からの実施予定で現在準備しておりますのが6市、あと7町につきましては、現在検討中あるいは未着手という状況になっております。こういう状況の中で、今回、議案のほうを提出させていただくところでございます。

それでは、議案第122号、三次市下水道事業の設置等に関する条例（案）について御説明を申し上げます。

今回の条例案は、平成31年4月1日から、公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理施設を下水道事業として地方公営企業法の全部を適用することに伴い、三次市下水道事業の設置等に関する条例を新規に制定しようとするものでございます。

内容につきましては、条文ごとに簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

着座にて説明させていただきます。

第1条につきましては、下水道事業の設置を規定するものでございます。

第2条、法の全部適用につきましては、法の適用には一部適用と全部適用がございますが、現在の水道局水道課と同様に、地方公営企業法及びその施行令の規定に基づいて、下水道事業に地方公営企業法規定の全部を適用しようとするものでございます。

経営の基本につきましては、企業の経済性の発揮と公共の福祉を増進するように運営するものとし、経営規模を現在と同範囲に規定しようとするものでございます。

第4条、組織につきましては、地方公営企業法では、公営企業の管理者を置くことが原則となりますが、経営規模等から、第7条のただし書きにより、管理者を置かないこととすること、また、事務を処理するため水道局を置くことを規定するものでございます。

第5条、資本剰余金につきましては、毎事業年度生じた資本剰余金については、名称を付した科目に積み立てるものとし、補助金等をもって取得した資産が滅失した場合及び利益をもって繰越欠損金を補填し切れなかった場合については、条例により処分が可能となるように定めるものでございます。

第6条、重要な資産の取得及び処分につきましては、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分の範囲を定めるもので、予定価額が2,000万円以上の不動産または動産の買入れまたは譲渡、土地については1件5,000平方メートル以上のものに限るものとしようとするものでございます。

第7条、議会の同意を要する賠償責任の免除につきましては、水道事業と同様とし、業務に従事する職員の賠償責任の免除について、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合としようとするものでございます。

第8条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等につきましては、同じく水道事業と同様に、その金額またはその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び損害賠償の額の決定に係る金額が30万円以上のものと規定しようとするものでございます。

第9条、業務状況説明書類の提出につきましては、業務の状況を説明する書類を年2回市長に提出しなければならないものとし、その内容または提出できない場合の取り扱いについて規定するも

のでございます。

なお、附則として、施行日は平成31年4月1日とし、旧条例の三次市公共下水道事業の設置に関する条例は廃止しようとするものでございます。

以上、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

新家委員。

○新家委員 ちょっと何点か聞かせてほしいんですけども、まず、現状の公共下水道と農業集落排水事業の料金体系ですよね。公共下水道は8立米まで1,040円、以下、区分ごとに料金設定してありますね。農業集落排水は基本料金が2,600円/1世帯だったと思うんですけども、あとは人数割と。いわゆる標準的なモデルで、統合後の料金の比較といいますか、下水道事業のほうの料金と農集のほうの料金とのどのような状況になるのか、モデルケースでいいのでちょっと教えてほしいのと、それから、当然、今度統合して、新しい企業会計に移行しますので、固定資産が統合されますよね。現状のそれぞれの固定資産額が幾らで、現状幾らだということは統合後も幾らとわかるんですけど、あわせて、減価償却費はどのように変わっていくのか教えていただきたいのと、それから、第5条の資本剰余金のところですけども、2項のところでは資産の取得に関連した文章がありますけれども、いわゆる補助金をもらってやる企業もございませぬ。当然、補助金のところは減価償却から対象外になるんだらうと思うんですけども、減価償却を行わない部分はいわゆる補助金部分という解釈でいいのでしょうか。

それから、最後に、9条に、年2回期日を決めて市長に報告するとありますね。このときに議会への報告はどのようになるのか。文面には全く記載がないんですけども、市長に報告するとおりに議会へも報告がなされるのでしょうか。

以上、4点ほどお願いします。

○齊木委員長 福永下水道課長。

○福永下水道課長 まず、1点目の公共下水道事業、農業集落排水事業等の料金体系の比較で、標準的な比較というところでありまして、今回の制定の条例案につきましては、料金のほうはまだ改定するというにはしていません。料金につきましては、平均的なところでいいまして、公共下水道事業の大体の平均ということで20立米ぐらいを想定しますと、料金が2,937円。それと、ちょっと農業集落排水事業の単価が見つけれないんですけど、市設置の浄化槽、特定排水の関係なんですけど、これを4人世帯で計算しますと、税込みで6,156円というふうになります。

それで、固定資産の関係、減価償却費等を含めた資料を今ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど説明させていただきたいと思っております。

○新家委員 農集も後ほど出ますか。

○福永下水道課長 はい。農集のほうも。

第5条の関係で、資産剰余金の処分ということでありますが、これにつきましては、減価償却を行わない資産、これについて、いわゆる国の補助金とか負担金とかというものが入っているものに

ついて処分するときに、この条文を適用させるというところでありまして、なかなか、今研究をしているところではございますけれども、極端な話、土地代というのは、資産には登録するんですけども、減価償却は行いませんので、それについて、負担金とか補助金が入っているものについてはここで資産の登録をして、もし滅失した場合にはこれをもって処分をするというところでありませぬ。

それと、最後の9条の関係の、年2回、業務の状況報告を市長のほうへするというところで、これにつきましては、議会のほうに報告というところは決まりはございませんので、今現在やっているところでは、水道事業の関係でございますけれども、ホームページのほうへ掲載をするというところでやっております。

先ほどのはちょっと後ほどまた回答させていただければというふうに思います。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 そうすると、第5条は土地等にほぼこれは限定できるわけですね。だから、一般的な資産としては該当しないという考え方でいいですね。

○齊木委員長 福永下水道課長。

○福永下水道課長 減価償却を行わない資産ということでもありますので、先ほど例で言いましたけれども、土地がメインにはなるかと思えます。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 ということは、減価償却をする資産で補助金をもらう場合があるじゃないですか。そのときの補助金をもらった部分は前戻しで入るところで処理をするという、そういう解釈でいいですか。

○齊木委員長 福永下水道課長。

○福永下水道課長 国の補助金と、あと、負担金等で取得した財産、固定資産につきましては、当然ながら減価償却をしております。そのときに、先ほど委員がおっしゃいましたように、その補助金部分については前払戻入額ということで、その補助金部分も入れたもので減価償却をしていきます。

○齊木委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

亀井委員。

○亀井委員 さっき料金のことを聞かれましたが、具体的には、ちょっとわからないのでもう一遍聞くんですが、これによって、統合することによって不利益を今使いよる方が、例えば公共下水で合わせないといけんようになると、集落排水とか特定生活排水とかを利用されている方が料金アップになるとかいうことは、今、当面はないが、将来もないんですかね。

要は、今利用されている方の料金が、すぐか将来かはわからんが、上がる可能性があるのかないのかということが1つと、これは必ず32年までに統合せにゃあいけんいうことよの。料金のほうで不利益をこうむる施設があるかどうか。施設というか、集落排水事業とか特定排水とか公共下水。

○齊木委員長 福永下水道課長。

○福永下水道課長 まず、料金関係ではございますけれども、今回の31年度につきましては、今

までどおりの料金で計算をいたします。これが31年度の決算をもってどのような経営状況かというのがわかりますので、そのときに、どういうふうな料金にするのがいいのか、あと、いわゆる人数制のところも含めまして、料金体系をどのようにすればいいのかというのを検討していく予定であります。不利益を得るといようなことは、たちまちといいますか、31年度につきましては、今までどおり、現行どおりということで、ありません。

あと、統合ということでありませけれども、先ほど局長が最初に説明をさせていただきましたように、総務省のほうから32年度までに企業会計化をなさいよというところで要請が来ております。今現在、いわゆる国の交付金、これについて、今はまだ30年度でありますので、これの企業会計化に向けて検討しているかどうか、これが要件に今現在なっております。それ以降も32年度以降には、この要件として企業会計化をしているかどうかというふうなところの要件といいますか、縛りが出てくるというところで、三次市も事業をまだ進めているところでありますし、これによって企業会計化をやっていこうというふうな考えで進めております。

○齊木委員長 勝山水道局長。

○勝山水道局長 先ほど料金の話がございましたので、これは総括質疑でもございましたので、改めてちょっと言わせとっていただきたいと思いますが、今回の条例改正は、あくまでも公営企業会計化をするための条例改正でございます。次の条文、131号でもありますが、各条例の中へ料金は定めてあります。その条例は金額を変えるものでは一切ございません。現状と変わるものではございません。より経営状況を的確に把握するためということでございます。これをして、来年必ず、じゃ、料金を考えるということでも現時点ではございませんので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 料金は当面は変わらないということなんです、いずれ一本化にしないといけんということになるんですね。今、何か料金体系がちょっと、20立米が幾らとか、例えば4人世帯数で幾らとかいうような体系になっておるので、ちょっと比較ができんようなところもあるような気がするんですが、あまり1年後、2年後にどんどん変わるようならおかしい。だから、料金はいずれにしてもいつかの時点では一本化するということにもつながるんですかね、これは。

○齊木委員長 勝山水道局長。

○勝山水道局長 今御指摘いただいた料金体系及び料金についてでございますが、現時点では、全くこれは方向が定まったものが出ておりません。これをして、それで検討しようというものでもございません。ただ、これをするによって経営状況を的確に把握することが可能になりますので、それが出た上では、しかるべき時期といいますか、その料金体系、料金も含めて検討する必要が生じてくることは十分考えようというふうに考えます。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 私も一言あります。亀井委員がさっき言ったことに関連するんですが、この場合、この3つの事業、公共下水道事業、農業集落排水事業と特定地域生活排水処理事業、この3つを企業会計化する。今までは下水道事業と農集については特別会計で運用しておったものを、これを企業

会計にする。企業会計にする中で、それぞれのものを統合して企業会計化するのか、企業会計をするけども、それぞれがまた独立してそれぞれ企業会計を持つのか、その辺はどのように今考えておられますか。

○齊木委員長 福永下水道課長。

○福永下水道課長 公共下水道事業、農業集落排水事業につきましては、今現在は特別会計でそれぞれ持っております。これを企業会計化にするということでありまして、1本の下水道事業会計として予算も決算もやります。その中で、セグメントの関係になるんですけども、いわゆる公共下水、農業集落排水、特定環境保全、この3つのセグメントをして、それぞれの経営状況も見ていこうというふうな考えで今進めております。ただ、決算としては、1本の下水道事業というので決算書、予算書が出てくるように考えております。

それと、先ほど、農業集落排水の4人世帯のモデルといたしますか、料金でありますけれども、5,616円でございます。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 ということは、企業会計1本にするんだけど、それぞれセグメントにして、それぞれがわかるようにして、最後は1本で予算、決算を出すということやね。水道事業と簡水を統合して企業会計化したじゃないですか。これと同じ考え方でいいんですかね。水道事業と簡易水道事業を統合して企業会計化することによって、10年間の計画を立てられましたよね。統合と同時に、旧水道事業のほうは2割値上げしたじゃないですか。いずれはこれをそろえていこうという方針ですよ、今。私は、これ、今回は値上げは予定していないということですが、統合すると、セグメントに分けても、やっぱり1本での予算、決算処理をして企業会計にするんですから、いずれはその時期が来ると思うんです。これだけ今差があるわけだから。2,900円と5,600円と6,100円と。これらがいずれは、水道と簡水をそろえていかなくちやいかんようなのと同じように、そろえていかなくちやいかんのじゃないかなと。ただ、たちまち値上げはないにしても、将来必ずその時期が来ると思うんですが、そういうことは当然お考えだろうと思うんですけども、この場ではまだ言えませんよね。当然お考えだろうと思いますが。そうせんとおかしいですよ。何か答えられれば教えてください。

○齊木委員長 勝山水道局長。

○勝山水道局長 先ほどの答弁と繰り返になってしまうんですが、現時点では方向的なものは明言することはできないんですが、確かに料金体系でありますとか、このままでいくこと自体の問題点というのは、水道局下水道課もこう思っておるところでございますので、時期的にはいつになるかわかりませんが、当然検討を、上げるのを前提という意味合いではなく、検討は当然させていただかなければいけないというふうに考えております。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 上水、簡水と同じように、配管、管路の布設なんてすごい、これも当然老朽化してくるわけやね。まだお答えいただけていませんが、固定資産を合算したら相当額になってくると思うんですよ。企業会計化していくと、これは自治、独立が原則ですから。料金収入でこの事業を賄わ

かなくてはいかんということになるわけなのでね。そうすると、これから上水も下水も大変ですよ。三次市の上水、下水。下水だけじゃないですけどもね。頼みますよ。

○齊木委員長 福永下水道課長。

○福永下水道課長 先ほど新家委員から御質問がありました固定資産の関係の取得価格でございます。ちょっと桁が大きくて、約551億8,000万円。

○新家委員 両方でですか。

○福永下水道課長 全部合わせてです。減価償却費につきましては、今試算をしているところでありますと、12億7,000万円余り。

○新家委員 これは年ですか。

○福永下水道課長 年です。この中から長期前受金戻入額がありますので、これを全て減価償却ということではないんですけども、そこについてはまだ精査をしていませんので、それを越えたまだ少ないのが収支で出てくるというふうな形になります。

○新家委員 551.8億のうち、下水とその他の内訳が、後でいいですから、わかれば教えてください。

○福永下水道課長 公共下水、これが281億4,000万円余り、特定環境保全公共下水道といまして、特環と言っているんですが、それが102億5,000万円余り。農業集落排水事業が160億円。特排、市設置の浄化槽の関係なんですが、これが7億6,500万円余りというところで、端数の関係で、先ほど申しました数字には及びませんけれども。

○新家委員 了解です。

○齊木委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それじゃ、ないようですので、以上で議案第122号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第131号、三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例(案)を審査します。

勝山水道局長。

○勝山水道局長 それでは、議案第131号、三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例(案)について御説明をさせていただきます。

これは、公営企業会計化に関連して、三次市の公共下水道条例ほか11条例の一部改正、これと基金の2条例の廃止をしようとするものでございます。

第1条から既存の条例ごとに記載しております。これについて、ちょっと各条ごとに説明をさせていただきたいと思っております。非常にちょっとこれは条文で見た場合はわかりにくいと思っております、新旧対照表もごらんいただきながら御確認をいただければというふうに思います。

主なものでございます。第1条、これにつきましては、三次市職員定数条例の一部改正でございます。これは、水道事業の次に下水道事業を加え、その人数をこれに表記しようとするものでございます。

第2条は、三次市特別会計条例の一部改正でございます。これにつきましては、特別会計の下水道事業及び農業集落排水事業の名称を削除しようとするものでございます。

以下の条文については表記の変更で、「市長」を「管理者」に改める改正と、「規則で」との表記を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（＝管理者）が別に」に改める条文訂正がほとんどとなりますので、その部分はまとめて説明とさせていただきたいと思っております。

第3条、三次市整備浄化槽設置及び管理条例の一部改正につきましては、条例の名称の変更及び第1条及び第2条第1項中の名称の変更、それと「第2条第1項」を「第2条」に改める。第4条以下の条文及び別表の中で「規則で」とあります文言を「管理者が別に」、あるいはもう一点、「市長が」の文言を「管理者」にそれぞれ改めようとするものでございます。

第4条、三次市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、第1条で「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に変更し、あわせて続く表記変更でございます。第3条以下、7条文中に「市長」と出てまいりますので、これを「管理者」に改めようとするものでございます。

第5条、三次市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部改正につきましては、第3条第1号以下、13条文中に「市長」の表記がございますので、これを「管理者」に改めようとするものでございます。また、第6条第1号及び第17条中の「規則」を「管理規程」にそれぞれ改め、第18条中の「規則で」を「管理者が別に」に改めようとするものでございます。

第6条、三次市公共下水道条例の一部改正につきましては、条文中、第4条以下、24条文中に「市長」と表記がございますので、これを「管理者」に、「規則で」とありますので、これを「管理者が別に」とそれぞれ改めるものでございます。

第7条、三次市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正につきましては、第1条以下、10条文中の「市長」を「管理者」に改めようとするものです。また、第6条中の「市長の」とありますのを「管理者が別に」に改め、第13条中の「規則で」とありますのを「管理者が別に」に表記を改めようとするものでございます。

第8条、三次市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、条例の名称を「三次市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、第4条中の「管理者」を「水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長（以下『管理者』という。）」に改めようとするものでございます。

第9条、三次市公共下水道区域外流入分担金徴収条例の一部改正につきましては、第4条以下、3条文中の「市長」という表記を「管理者」にそれぞれ改め、第9条中の「規則で」を「管理者が別に」という表記に改めようとするもの。

第10条、三次市個人情報保護条例の一部改正につきましては、第2条第1号中の「市長」の表記を「市長（水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う市長を含む。）」に改めようとするものでございます。

第11条、三次市情報公開条例の一部改正につきましては、第2条第1号中の「市長」の表記を「市長（水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う市長を含む。）」に改めようとするものでございます。

第12条、三次市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正につきましては、第3条第3号以下、4条文の「規則で」とありますのを「管理者が別に」にそれぞれ改めようとするものでございます。

第13条、三次市公共下水道整備事業基金条例の廃止につきましては、この基金条例を廃止しようとするものでございます。

同じく第14条、三次市農業集落排水事業基金条例の廃止につきましても、条例の廃止をしようとするものでございます。

なお、附則としまして、施行日は平成31年4月1日とし、改正前の下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に係る平成30年度の歳入歳出及び決算については、なお従前の例によるものとし、あわせて、両特別会計に属する財産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計余剰金は、三次市下水道事業会計に引き継ぐものとしようとするものでございます。

以上、御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

新家委員。

○新家委員 13条と14条でそれぞれ基金を廃止されるじゃないですか。第13条と第14条で基金を廃止されますけれども、これにかわる新しい基金が何かできる予定があるんですか。

○齊木委員長 福永下水道課長。

○福永下水道課長 このたびの条例改正のところで基金を廃止するということで、下水道事業が公営企業会計化になった場合には、積立金として、例えば修繕積立とか、そういうふうなところで継ぐということもありますけれども、それについては今検討中でございます。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 13条の公共下水道整備事業基金と14条の農集の基金と、それぞれ基金残高というのは幾らですか。

○齊木委員長 福永下水道課長。

○福永下水道課長 公共下水道整備事業基金でございますけれども、29年度末で1億2,736万2,187円でございます。農業集落排水事業基金でありますけれども、同じく平成29年度末で1,567万6,957円でございます。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 廃止することによって、この残はどう処理されるようになるんですか。

○齊木委員長 福永下水道課長。

○福永下水道課長 今ちょうど協議中でございます。これをどのように使うといたしますか、下水道事業のほうに入れるかというところは今現在協議しておりますので、今はまだ確定はしていません。

○新家委員 じゃ、新しい基金ができるというのは確定していないということですね。

○福永下水道課長 はい。

○齊木委員長 ほかにはございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それじゃ、ないようですので、以上で議案第131号に対する質疑を終結いたします。

水道局の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○齊木委員長 ここで休憩をいたします。13時に再開いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○齊木委員長 それでは、採決に入ります。お手元に配付の常任委員会審査報告書に沿って採決をします。

これより議案第122号 三次市下水道事業の設置等に関する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第122号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)の声

○齊木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第131号 三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第131号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)の声

○齊木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で、採決を終わりました。

次に、委員長報告でございますが、報告に記載したい意見がございましたら、お願いします。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 これは、料金体系も含めて、30、31年度は現行のままいくということでしたが、32年度以降の見通しについて、できるだけ前広に状況報告をしていただきたいということを申し添えさせていただきます。

ほかにごございますか。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 これは当たり前のことなんですけれども、公営企業化に向けてスムーズな移行を図られるというのはつけ加えたほうがいいんじゃないかなと思います。こういうふうにはつけ加えたほうがいいんじゃないかなと思います。

○齊木委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、そのようにさせていただきます。後日、タブレットに掲載させていただきますので、よろしくお願いします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月13日

産業建設常任委員会

委員長 齊 木 亨